

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 倉吉市葵町 7 7 2 番地
 倉吉市
 倉吉市長

乙 東京都港区新橋 1 丁目 1 8 番 1 6 号
 日本生命新橋ビル 9 階
 一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会
 会長

中部管内における火葬場一覧表

火葬場

(平成25年4月15日現在)

施設名	所在地	竣工	炉形式	施設数	処理能力
鳥取中部ふるさと斎場	倉吉市円谷町346番1	平成25年3月	台車式	4基	10件／日（12件／日：非常時）
琴浦町営斎場	東伯郡琴浦町梅田289番地36	平成6年10月	台車式	2基	4件／日（6件／日：非常時）

緊急通行車両に関する標章、証明書及び通行禁止標示
(別記様式1)



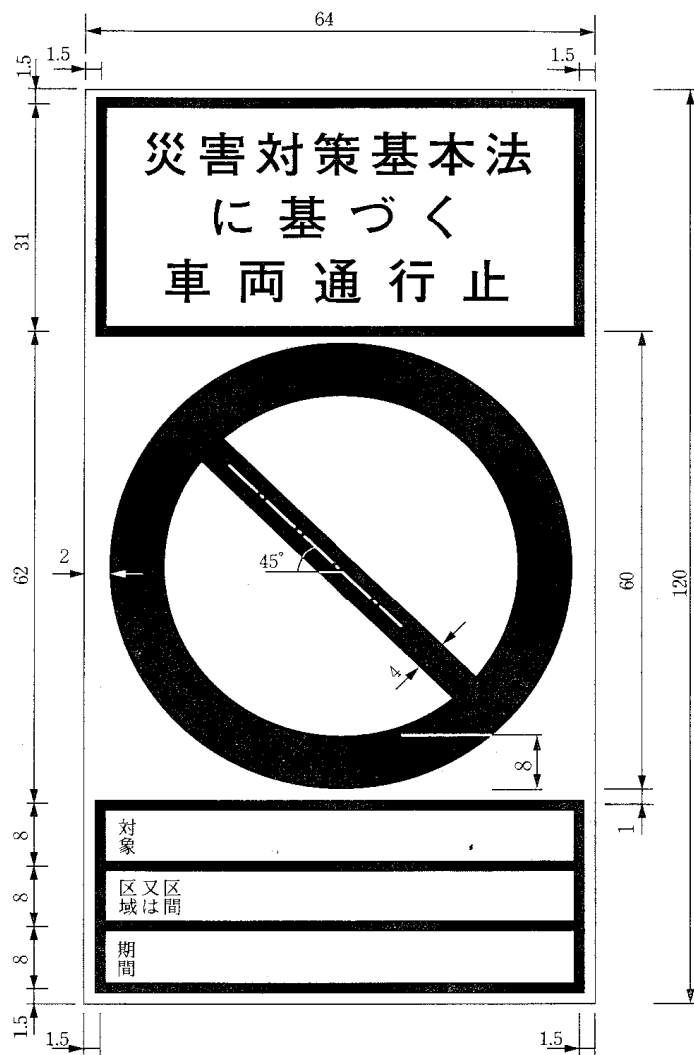
- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

【第3編 交通確保対策計画（資料3-27-1）】

（別記様式2）

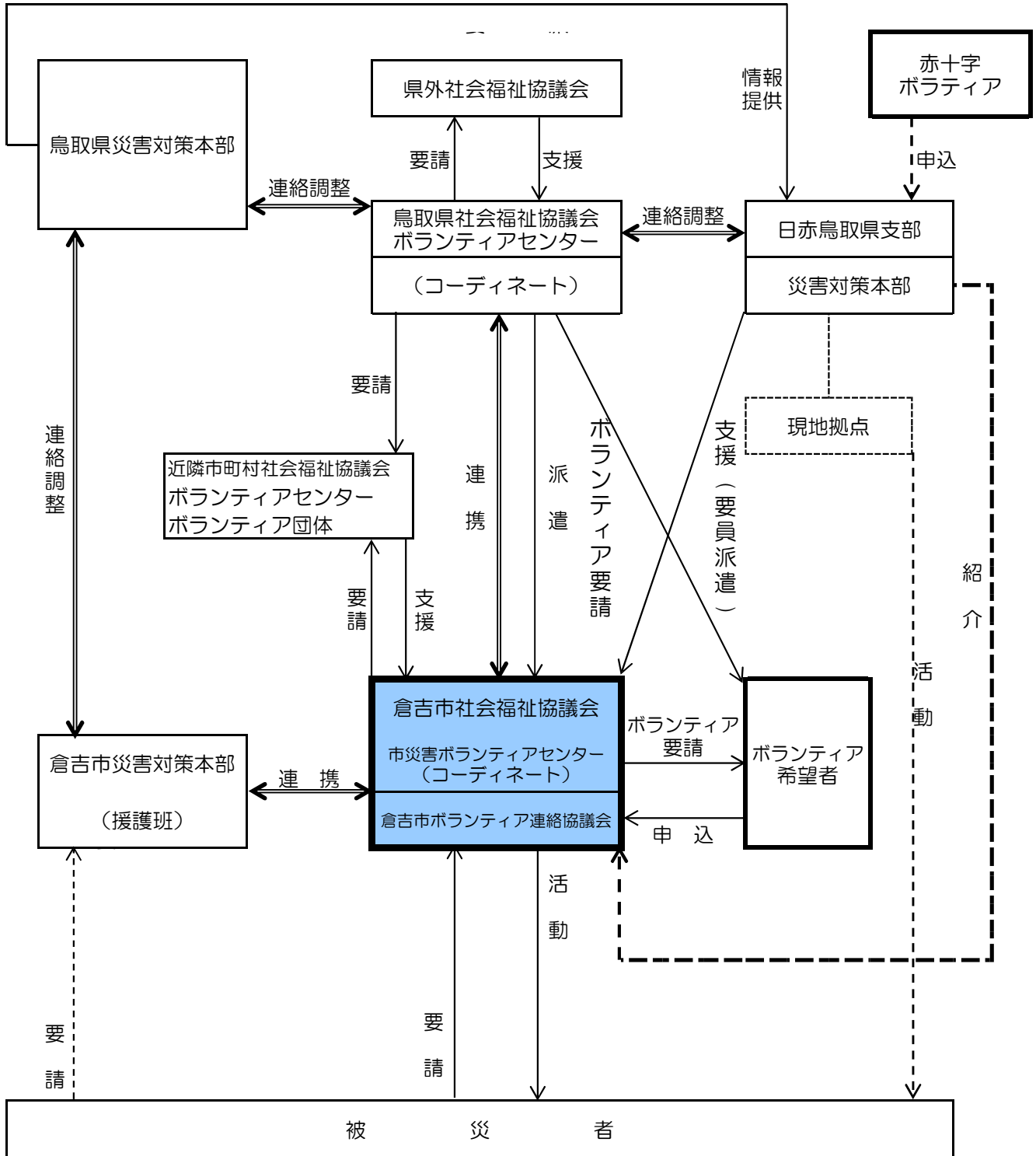
第 号			年 月 日	
緊急通行車両確認証明書				
知 事 ㊟ 公 安 委 員 会 ㊟				
番号標に表示されている番号				
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）				
使用者	住 所	() 局 番		
	氏 名			
通 行 日 時				
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地		
備 考				

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

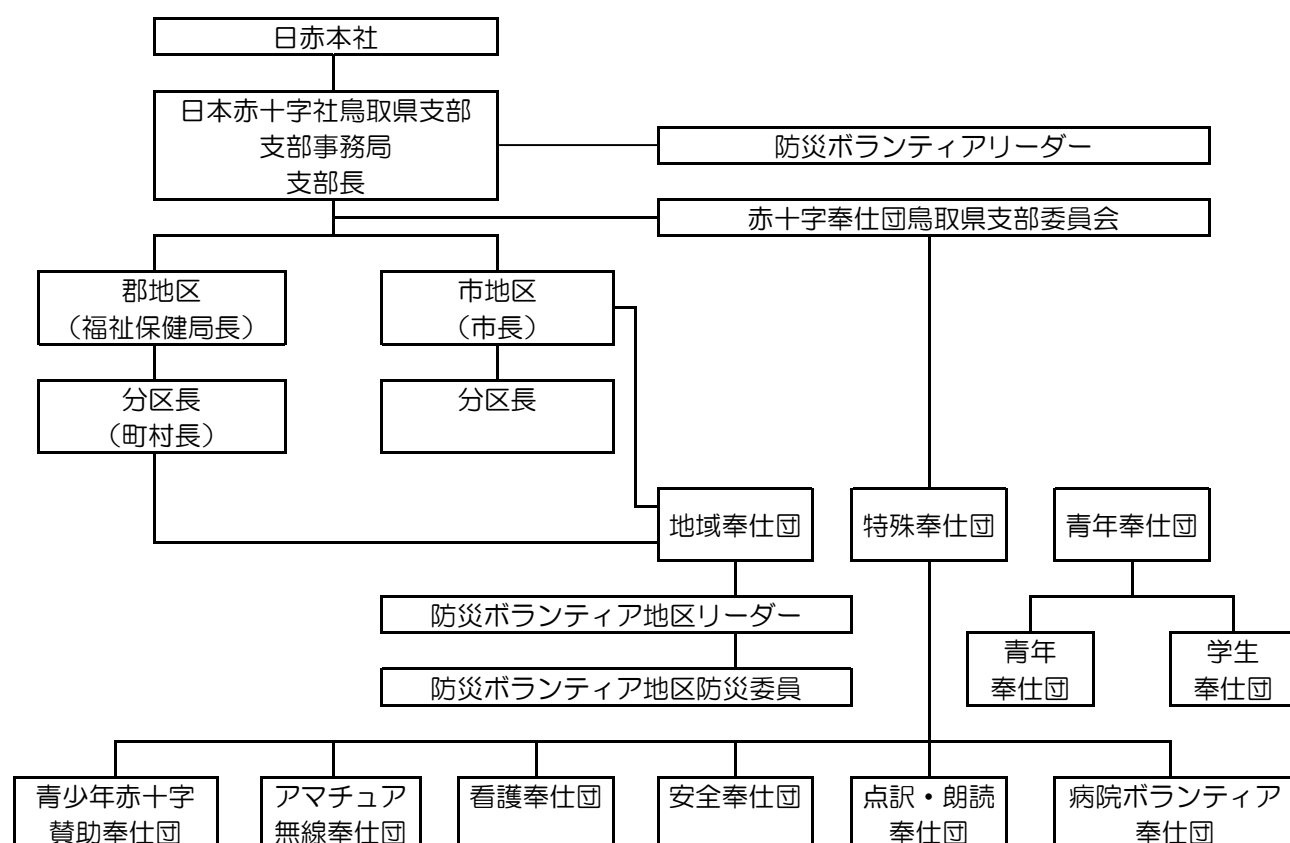


- 備考 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び棒を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

生活支援ボランティア受入・派遣体制図



日本赤十字社鳥取県支部赤十字奉仕団の組織図



【赤十字奉仕団の現況】

奉仕団名	奉仕団の種別	結成年月日	備考
倉吉市赤十字奉仕団	地域奉仕団	H3.2.26	
倉吉アマチュア無線赤十字奉仕団	特殊奉仕団	H5.10.9	
鳥取県安全赤十字奉仕団	特殊奉仕団	S53.10.8	
中部看護赤十字奉仕団	特殊奉仕団	S54.4.21	
点訳・朗読うつぶさ赤十字奉仕団	特殊奉仕団	S48.3.24	
アイメート赤十字奉仕団	特殊奉仕団	S54.5.26	
百舌の会赤十字奉仕団	特殊奉仕団	S59.10.2	
病院ボランティア赤十字奉仕団	特殊奉仕団	H7.11.6	
鳥取学生赤十字奉仕団	青年奉仕団	S36.3.10	
米子青年赤十字奉仕団	青年奉仕団	H7.10.12	

【赤十字奉仕団の開設】

赤十字ボランティアは、「地域赤十字奉仕団」、「青年赤十字奉仕団」、「特殊赤十字奉仕団」の3つのグループと、個人で参加する「個人ボランティア」に分かれます。

- 1 地域赤十字奉仕団
市町村の地域ごとに組織され、各地域で計画した活動を行います。
- 2 青年赤十字奉仕団
青年が結成する赤十字のボランティアグループです。
 - (1) 青年赤十字奉仕団 社会人や学生で結成されています。
 - (2) 学生赤十字奉仕団 大学など学内で組織されています。
 - (3) 看護学生赤十字奉仕団 看護学生で組織されています。
- 3 特殊赤十字奉仕団
無線、スキーパトロール、点訳、語学等の様々な専門技術を持つ人々や職域でボランティア活動を行おうとする人、特定のボランティア活動のために集まった人々によって組織されています。

【第4編 被災者の生活確保対策計画(資料 4-3-1)】

住宅関連支援施策一覧表

名称	措置等の概要	窓口、問い合わせ先
被災者住宅再建支援事業費補助金	補助対象限度額（住宅新築 300 万円、住宅補修等 200 万円） （詳細は、「第 5 章 被災者住宅再建支援条例の適用計画」を参照してください。）	県（住まいまちづくり課） 市（防災安全課）
住宅相談窓口の開設	災害により住宅に被害を受けた者に対して、必要により市に住宅相談窓口を臨時に開設し、融資制度等を周知します。	県（住まいまちづくり課） 市（建築住宅課）
災害復興住宅融資のあっせん	災害により住宅に被害を受けた者に対して、あらかじめ協定を締結した融資機関（住宅金融支援機構）と連携し、資金のあっせん等をおこないます。	県（住まいまちづくり課） 市（建築住宅課）
地すべり関連住宅融資	被災した住宅を移転又は建設しようとする者への融資あっせんについて、災害復興住宅融資と同様の措置を講じます。	県（住まいまちづくり課） 市（建築住宅課）
災害援護資金の貸付	住居の全壊又は半壊等の被災者の方に対して、災害援護資金を貸与します。 ＜貸付限度額＞ 350 万円（10 年以内に償還、6 年間無利子）	県（福祉保健課） 市（福祉課）
母子寡婦福祉資金の貸付	被災された母子家庭の母、寡婦又は 40 歳以上の配偶者のない女性（配偶者と離別等した方）が、住宅の改築、補修又は転居等を実施する場合に必要な資金を貸与します。 ＜貸付限度額＞ 住宅改築等資金として 200 万円	県（青少年・家庭課） 市（子ども家庭課）
市営・県営住宅の家賃免除	被災の状況等に応じて免除の可否、その期間について判断します。（※被災された方が市・県営住宅に入居された場合に、1 年間家賃を全額免除します。）	県（住宅政策課） 市（建築住宅課）
市営・県営住宅への被災による特定入居	被災された方が住居に困窮している場合に、市・県営住宅の空き家の状況に応じて提供します。 被災された方が市・県営住宅に入居された場合は、1 年間家賃を全額免除します。	県（住宅政策課） 市（建築住宅課）

（注）前記措置等が実際に適用になるかどうかについては、必ず関係窓口へ確認してください。

【第4編 被災者の生活確保対策計画（資料 4-3-2）】

【生活再建と心のケア対策一覧表】

名称	措置等の概要	窓口、問い合わせ先
被災者生活再建支援金の支給	（詳細は、「第4章 被災者生活再建支援法の適用計画」を参照してください。）	県（住まいまちづくり課） 市（防災安全課）
災害見舞金の支給	住家が全壊又は半壊した世帯主に対して見舞金を支給します。 ＜見舞金上限度額＞ 5万円	県（福祉保健課） 市（防災安全課）
り災者見舞金の支給	住家が全壊又は半壊した世帯主に対して見舞金を支給します。「倉吉市小災害り災者見舞金給付要綱（資料 4-3-6）」 ＜見舞金額＞ 1万円	市（防災安全課）
災害弔慰金の支給	災害により死亡した者の遺族に支給（住所地の市町村から支給） ＜受給遺族＞配偶者、子、父母、孫、祖父母 ＜支給額＞ 生計維持者が死亡した場合 500万円 その他の者が死亡した場合 250万円 ＜対象災害＞自然災害 ・1市町村で住居が5世帯以上滅失 ・3以上の市町村で住居が5世帯以上滅失 ・県内で災害救助法適用（県全域で支給） ・2以上の都道府県で災害救助法を適用（国内全域で適用）	県（福祉保健課） 市（福祉課）
災害障害見舞金の支給	災害により精神又は身体に障がいを受けた者に支給（住所地の市町村から支給） ＜受給者＞ 重度の障害を受けた者（両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ間接以上切断等） ＜支給額＞ 生計維持者 250万円 その他 125万円 ＜対象災害＞自然災害（災害弔慰金に同じ）	県（福祉保健課） 市（福祉課）
災害援護資金の貸付	災害救助法の適用の場合において、災害により被害を受けた世帯の世帯主に貸付（市町村から貸付） ＜受給者＞ 災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者 ＜限度額＞ 350万円 ＜対象災害＞県内で災害救助法が適用された災害	

【第4編 被災者の生活確保対策計画（資料 4-3-2）】

生活福祉資金（災害援護資金、住宅資金）の貸付	被災された低所得世帯、障害者世帯（身体障害者世帯、知的障害者世帯、精神障害者世帯）又は高齢者世帯の方が、住宅の改築又は補修等を実施される場合に必要な資金を貸与します。 ＜貸付限度額の目安＞ ・災害援護資金 150万円 ・住宅資金 250万円	県社会福祉協議会 市社会福祉協議会 県（福祉保健課） 市（福祉課）
被災地の高齢者等の生活支援	被災されたひとり暮らし高齢者、障害者、母子家庭の母等で自宅の清掃、小修繕等が困難なため、市が自宅での生活が可能となるよう支援します。 ＜上限助成額＞ 1世帯あたり10万円	県（長寿社会課） 市（長寿社会課）
生活福祉資金の特例貸付（小口貸付）	住宅が被災したため、避難所等に避難していた世帯で、当面の生活費を必要とされる世帯に資金を貸与します。 ＜貸付限度額＞ 10万円（1回限り）	県（福祉保健課） 県社会福祉協議会 市（福祉課） 市社会福祉協議会
母子寡婦福祉資金の貸付	被災された母子家庭の母（母子家庭となって7年未満）に生活資金として貸与します。 ＜生活資金＞ 月額10.3万円（貸付期間 2年間限度、償還期限 8年以内）	県（青少年・家庭課） 市（子ども家庭課）
心と身体の相談窓口	県に設置される相談窓口と連携をとり、電話・訪問等により心身の相談を実施します。	県（健康政策課） 市（保健センター）
子どもの心の相談窓口	心のケアを必要とする児童、生徒に対して、心理判定員、臨床心理士等が児童相談所の電話、訪問により相談を実施します。 また、中学校区に配置しているスクールカウンセラーが相談を実施します。	県（倉吉児童相談所） 県教育委員会（中部教育局） 市（子ども家庭課） 市教育委員会（学校教育課）

（注）前記措置等が実際に適用になるかどうかについては、必ず関係窓口へ確認してください。

【税金等負担軽減措置一覧表】

名称	措置等の概要	窓口、問い合わせ先
県税の減免	不動産取得税、個人事業税の減免措置を実施します。	県（中部県税事務所）
市税の減免	個人市県民税、固定資産税及び軽自動車税の減免措置を実施します。また、必要に応じて、納付等に関する期限の延長を実施します。	市（税務課）
一般廃棄物処理手数料の減免	一般廃棄物（可燃ごみ及びし尿）処理手数料の減免措置を実施します。	市（環境課）
ごみ処理手数料の減免	ごみ処理手数料の減免措置を実施します。	広域連合（環境課）
斎場使用料の減免	鳥取中部ふるさと斎場使用料の減免措置を実施します。	広域連合（環境課）
道路占用料等の還付	道路占用料、準用河川占用料及び法定外公共物占用料の還付を実施します。	市（管理計画課）
下水道使用料等の減免	下水道使用料、農業集落排水使用料及び林業集落排水使用料の減免措置を実施します。	市（上下水道局）
公共下水道事業受益者負担金等の徴収猶予及び減免	公共下水道事業負担金の徴収猶予並びに集落排水事業受益者分担金及び林業集落排水事業受益者分担金の徴収猶予及び減免措置を実施します。	市（上下水道局）
水道料金の徴収猶予及び減免	水道料金の徴収猶予及び減免措置を実施します。	市（上下水道局）
県立学校及び私立高等学校の授業料の減免	被災によって資産が著しく損なわれ、かつ所得が一定の基準以下にある世帯に属する生徒の授業料を免除します。 ＜全壊・半壊＞ 全額免除 ＜前記以外の被害＞ 半額免除	県教育委員会（高等学校課） 県（教育・学術振興課） 県（子育て応援課・医療政策課）
奨学資金等の返還猶予	奨学資金等の貸与を受けた方が、被災により奨学資金等を返還することが著しく困難になったと認められる場合に返還を猶予します。	県教育委員会（人権教育課） 県（人権・同和対策課、福祉保健課、医療政策課） 市（人権政策課）、市教育委員会（教育総務課）
高等学校定時制及び通信制過程における教科書、学習書の支給	被災により経済的に修学が困難な方に対して、教科書等を支給します。	県教育委員会（高等学校課）
小・中学校における教科書、学習書の支給	被災により経済的に修学が困難な方に対して、教科書等を支給します。	市教育委員会（学校教育課）

（注）前記措置等が実際に適用になるかどうかについては、必ず関係窓口へ確認してください。

【第4編 被災者の生活確保対策計画(資料 4-3-4)】

【平成 12 年鳥取県西部地震における主な措置】

名称	措置等の概要	窓口、問い合わせ先
鳥取県西部地震被害農業者対策特別資金の貸付	被災された農業者が経営の安定維持のために必要な資金を借入れた場合に、借入れ後 6 年間に限り金利負担と保証料負担を無とします。	県（経営支援課）
水産業復興支援緊急対策資金の利子補給等	漁業者、水産加工業者、漁協等に復旧に係る経費を融通した金融機関に利子補給を行うとともに、信用保証協会等に助成を行うことにより、加工業者、漁協等の金利負担と信用保証料負担の軽減を図ります。	県（水産課）
林業改善資金の貸付	被災された森林所有者の方に対して貸与する被害森林の整備に必要な資金について無利子とします。 ＜貸付限度額＞ 1 2 0 万円／ha（貸付期間 5 年）	県（林政企画課）

【第4編 被災者の生活確保対策計画(資料 4-3-5)】

【商工業金融支援措置一覧表】

名称	措置等の概要	窓口、問い合わせ先
県制度融資の償還猶予	売上高の減少により借入金の償還に困難を生じている中小企業が、制度融資を利用している場合、必要に応じて貸付条件の変更を実施します。	県（企業支援課） 倉吉商工会議所
中小企業小口融資の貸付	従業員 20 名以下の企業を対象に融資を実施します。 ＜貸付限度額＞ 1, 250 万円 ＜償還期間＞運転資金：5 年以内（据置 6 月以内を含む）、設備資金：7 年以内（据置 1 年以内を含む）	県（企業支援課） 倉吉商工会議所
災害等緊急対策資金の貸付	被害を受けた中小企業者に対し、運転資金、設備資金及び借換資金を貸し付けます。 ＜貸付限度額＞2 億 8,000 万円 ＜償還期間＞10 年以内（据置 3 年以内を含む）、設備資金は 15 年以内（据置 3 年以内を含む）	県（企業支援課） 倉吉商工会議所 鳥取県中小企業団体中央会
経営体質強化資金の貸付	売上高等の減少により、経営の安定に支障を生じている中小企業者に対して、運転資金及び設備資金を貸し付けます。 ＜貸付限度額＞8,000 万円 ＜償還期間＞10 年以内（据置 3 年以内を含む）	県（企業支援課） 倉吉商工会議所 鳥取県中小企業団体中央会
小規模事業者融資の貸付	従業員 20 名以下の企業を対象に経営基盤の強化を図るための設備導入に係る経費を貸し付けます。 ＜貸付限度額＞3, 000 万円 ＜償還期間＞運転資金：7 年以内（据置 1 年以内を含む）、設備資金：10 年以内（据置 1 年以内を含む）	県（企業支援課） 倉吉商工会議所 鳥取県中小企業団体中央会

倉吉市小災害り災者見舞金給付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、火災及びその他の災害により被害を受けた市民に対し、見舞金を支給し、り災者の保護及び再起更生を期することを目的とする。

(給付の対象)

第2条 見舞金の給付の対象は、本市に住民登録を有する者で災害により住家が全壊（全焼及び流失を含む。）、半壊（半焼を含む。）又は床上浸水した世帯とする。

2 前項の世帯の認定は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定による住民票に基づいて市長が行う。

(見舞金の額)

第3条 1世帯あたりの見舞金の額は、10,000円とする。

(被害の認定)

第4条 市長は、実地調査又は消防署長のり災報告に基づき、災害による被害及びその程度を認定する。

(給付の制限)

第5条 見舞金は、次に掲げる場合には給付しない。

(1) 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用される場合

(2) 当該災害が、故意又は重大な過失により生じたもので市長が給付することが適当でないと認めた場合

附 則

この要綱は、平成11年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

【第4編 災害復興計画(資料 4-6-1)】

(災害名) 倉吉市災害復興本部設置要綱 (例)

(設置)

第1条 ○年○月○日に発生した(自然現象)(以下「(災害名)」という。)による被害からの早期の復興を迅速かつ強力に推進し、くらしの新たな元気と活力を創出するため、(災害名) 倉吉市災害復興本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) (災害名)の被害(以下「災害」という。)からの復興の総括に関すること。
- (2) 災害の復興に関する計画の策定及び実施に関すること。
- (3) その他災害の復興に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は、副市長をもって充てる。

3 本部員は、教育長、部長、水道局長及び教育委員会事務局長をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部長は、本部における情報共有及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、本部の会議を招集する。

(事務局)

第6条 本部の事務を処理させるため、本部に事務局を置く。

2 事務局の庶務は、総務部防災安全課が担う。

3 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局員を置き、総務部防災安全課に属する職員のうちから本部長がこれを指名する。

4 事務局長は、本部長の命を受け事務局の事務を掌理し、事務局次長は、事務局長を補佐する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、○年○月○日から施行する。

配備及び動員計画(報告)書

災害対策本部 (実施部班名)	部	班	構成部課名	部	課
配備動員 完了日時	年	月	日 ()	時	分

(年 月 日現在)

No	職名	氏名	配備及び動員計画(報告)															完了報告	備考
			地震					風水害					雪害						
			注意Ⅰ	注意Ⅱ	警戒Ⅰ	警戒Ⅱ	非常	注意Ⅰ	注意Ⅱ	警戒Ⅰ	警戒Ⅱ	非常	注意Ⅰ	注意Ⅱ	警戒Ⅰ	警戒Ⅱ	非常		
1																			
2																			
3																			
4																			
5																			
6																			
7																			
8																			
9																			
10																			
11																			
12																			
13																			
14																			
15																			
16																			
17																			
18																			
19																			
20																			
合計			人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	

(注1)「非常連絡員」として指名した職員には、備考欄に「非常」と記入すること。

(注2)太枠内は、配備動員の完了報告時に記入すること。

受付 番号	
----------	--

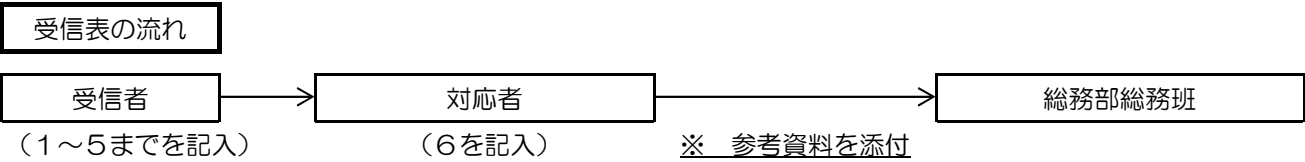
災 害 情 報 等 通 報 受 信 票

(受信者) 所 属 _____ 部 _____ 班 _____

職氏名 _____

(内線 _____)

1	受信日時	年 月 日 () 時 分		
2	通報者	住所		
		氏名		
		電話		
3	災害発生場所	場所		
		所有者		
		位置図	(別添図面のとおり)	
4	通報内容	区分	被害情報	人的 建物(住家・非住家) 火災 救助
				土砂崩れ 冠水 市道 生活道 農道 農地 通行止め 家屋・施設 (床上浸水 ・ 床下浸水 ・ その他) 河川・水路 湧水 廃棄物 その他
		詳細内容		
5	引継状況	引継日時	月 日 () 時 分	
		引継経路	引継元 _____ → _____ 引継先	
6	対応状況	対応者	所 属	
			職氏名	
		対応日時	月 日 () 時 分	
		対応内容		



【第3編 情報収集伝達計画(様式 3-3-2)】

(災害名) による被害状況調 (第 報)

1 一般被

(年 月 日 () 時 分 現在)

項 目		被 害 内 容	備 考
人 的 被 害	死 者	人	
	行 方 不 明 者	人	
	負傷者	重 傷	人
		軽 傷	人
		計	人
建 物 被 害	住 家	全 壊	棟
		半 壊	棟
		一 部 損 壊	棟
		床 上 浸 水	棟
		床 下 浸 水	棟
	非 住 家		棟
	計		棟
り 災 者 等	世 帯 数	世帯	
	人 員 数	人	

【第3編 情報収集伝達計画(様式 3-3-2)】

2 部門別被害状況

部門別	項 目		箇所等	被 害 額	備 考
土 木 関 係	内 訳	河 川			
		海 岸			
		砂 防			
		道 路			
		橋 梁			
		港 湾			
		公 営 住 宅			
		都 市 施 設			
		空 港 施 設			
		がけ崩れ等			
	合 計				
農 林 関 係	農 業 関 係				
	内 訳	農 地			
		農業用施設			
		農 作 物			
		家 畜 等			
		貯蔵品、加工品等			
		共同利用施設等			
	林 野 関 係				
	内 訳	林 地			
		林 野 施 設			
		林 産 物			
	水 産 関 係				
	内 訳	漁 業			
		漁 船			
		漁 具			
		水 産 施 設			
		水 産 物			
	合 計				
厚 生 関 係	社会福祉施設				
	児童福祉施設				
	衛生施設				
	水道施設				
	合 計				

【第3編 情報収集伝達計画(様式 3-3-2)】

部門別	項 目	箇所等	被 害 額	備 考
商 工 関 係	工業被害			
	建設業被害			
	鉱業被害			
	商業被害			
	その他の被害			
	合 計			
文 教 関 係	小学校、中学校			
	幼稚園、保育園			
	その他の施設			
	計			
	私立学校			
	合 計			
総	合 計			

部人別被害額合計

(単位：千円)

区 分	土木関係	農林関係	厚生関係	商工関係	文教関係	合 計
被 害 額						

【第3編 情報収集伝達計画(様式 3-3-3)】

一般被害報告調

即	報
中	間
確	定
報	告

(部 班)

年 月 日 時 分 現在

人的被害	死 者		人	
	うち災害関連死者		人	
	行 方 不 明 者		人	
	負傷者	重 傷	人	
		軽 傷	人	
		計	人	
住家 の 被 害	棟 数	全 壊		棟
		半 壊		棟
		一 部 損 壊		棟
		床 上 浸 水		棟
		床 下 浸 水		棟
	世帯 数 及 び 人 員	全 壊	世 帯	世帯
			人 員	人
		半 壊	世 帯	世帯
			人 員	人
		一部損壊	世 帯	世帯
			人 員	人
		床上浸水	世 帯	世帯
			人 員	人
		床下浸水	世 帯	世帯
	人 員		人	
	非住家 の被害	倉庫、土蔵、車庫、納屋等		棟
		官公署庁舎、病院等		棟

(注1) 内容の認定基準は県へ、報告する場合の認定基準による。

(注2) 別紙として町別被害状況を添付すること。

【第3編 情報収集伝達計画(様式 3-3-4)】

市有財産被害報告調

即

報

中

間

報

告

確

定

報

告

(部 班)
年 月 日 時 分 現在
(単位：千円、㎡)

施設名		区分	建 物					土 地					そ の 他				合 計	
			全 壊	半 壊	一 部 損 壊	浸 水		計	流 失	埋 没	崩 壊	そ の 他	計					
						床 上	床 下											
	被害面積																	
	被害金額																	
	被害面積																	
	被害金額																	
	被害面積																	
	被害金額																	
	被害面積																	
	被害金額																	
	被害面積																	
	被害金額																	
	被害面積																	
	被害金額																	
	被害面積																	
	被害金額																	
合 計	被害面積																	
	被害金額																	

- 応急措置の概要
- (注 1) 施設名欄には、庁舎等具体的な施設名を記入すること。
 - (注 2) 区分欄のその他には、車両その他公有財産具体的名称を記入すること。
 - (注 3) 教育、農林水産、土木関係公共施設については、別に定める。

【第 3 編 情報収集伝達計画(様式 3-3-5)】

小中学校等被害状況調

〔 即 報
中 間 報 告
確 定 報 告 〕

(部 班)
年 月 日 時 分 現在
(単位：千円、㎡、人)

施設名		建 物						土 地					その他		人的被害			
		全 壊	半 壊	一 部 損 壊	浸 水		計	流 失	埋 没	崩 壊	そ の 他	計			区分 名称	死 者	行 方 不 明 者	負 傷 者
					床 上	床 下												
	被害面積														職員			
	被害金額														児童 生徒			
	被害面積														職員			
	被害金額														児童 生徒			
	被害面積														職員			
	被害金額														児童 生徒			
	被害面積														職員			
	被害金額														児童 生徒			
	被害面積														職員			
	被害金額														児童 生徒			
合計	被害面積														職員			
	被害金額														児童 生徒			

応急措置の概要

- (注 1) 被害区分、被害額等は、昭和 2 7 年 8 月 3 0 日付け文部省管理局長名通知分施助第 3 1 7 号
によるものとする。
- (注 2) その他の被害欄には、建物、土地以外の被害について、具体的に記入すること。

応(様式 3-3-5)

【第3編 情報収集伝達計画(様式 3-3-6)】

社会福祉施設被害状況調
〔 即 報
中 間 報 告
確 定 報 告 〕

(部 班)
年 月 日 時 分 現在
(単位：千円、㎡、人)

施設名		建 物						土 地					その他		人的被害			
		全 壊	半 壊	一 部 損 壊	浸 水		計	流 失	埋 没	崩 壊	そ の 他	計			区分 名称	死 者	行 方 不 明 者	負 傷 者
					床 上	床 下												
	被害面積														職員			
	被害金額														幼児 等			
	被害面積														職員			
	被害金額														幼児 等			
	被害面積														職員			
	被害金額														幼児 等			
	被害面積														職員			
	被害金額														幼児 等			
	被害面積														職員			
	被害金額														幼児 等			
合計	被害面積														職員			
	被害金額														幼児 等			

応急措置の概要

- (注1) 被害区分、被害額等は、昭和27年8月30日付け文部省管理局長名通知分施助第317号によるものとする。
- (注2) その他の被害欄には、建物、土地以外の被害について、具体的に記入すること。

【第3編 情報収集伝達計画(様式 3-3-7)】

工業等被害報告調

即 報
中 間 報 告
確 定 報 告

(部 班)
年 月 日 時 分 現在
(単位：件、千円)

区分 種別		建 物						機械設備		製品・原材料		その他	
		全 壊		半 壊		一部損壊		件数	金額	件数	金額	件数	金額
		件数	金額	件数	金額	件数	金額						
工 業	食品製造業												
	木材・木製品 製造業												
	繊維製品 製造業												
	鉄工・機械 製造業												
	その他の 製造業												
	計												
建 設 業													
鉱 業													
合 計													

応急措置の概要

【第3編 情報収集伝達計画(様式 3-3-8)】

商業等被害報告調 { 即 報
中 間 報 告
確 定 報 告 }

(部 班)
年 月 日 時 分 現在
(単位：件、千円)

種別 区分	店 舗						商 品		その他	
	全 壊		半 壊		一部損壊		件数	金額	件数	金額
	件数	金額	件数	金額	件数	金額				
商 業										
運輸通信業										
電気ガス業										
サービス業										
合 計										

応急措置の概要

農林水産業施設被害状況調

〔 即 報
中 間 報 告
確 定 報 告 〕

(部 班)
年 月 日 時 分 現在

区 分			被害状況			被害のうち補助対象となるもの			
			箇所	面積（h a）	金額(千円)	箇所	面積（h a）	金額（千円）	
農 地	田	流出・埋没							
		冠 水							
	畑	流出・埋没							
		冠 水							
	その他	流出・埋没							
		冠 水							
	計								
農 業 用 施 設	頭 首 工								
	水 路			m			m		
	農 道			m			m		
	橋 梁			m			m		
	溜 池			m			m		
	堤 防			m			m		
	揚 水 機			機			機		
	農地保全施設								
	計			—			—		
林 野 関 係	林地	崩壊地							
		地滑り地							
	施設	治山施設							
		林 道			m			m	
		林産施設							
		苗畑施設							
	計								
水 産 関 係	漁 港								
	漁 具								
	水産施設	船舶	沈没						
			流出						
			破壊						
		その他施設							
	計								

応急措置の概要

農林水産物被害状況調

(即 報
 中 間 報 告
 確 定 報 告)

(部 班)
 年 月 日 時 分 現在

区 分			被 害 状 況						
			数量	面積	被 害 程 度 別 面 積			減収量	被害額
					5 0 %未満	5 0 %以上	全 減		
農 地	水 陸 稲	流 失		ha	ha	ha	ha	%	千円
		土砂流入							
		冠 水							
		浸 水							
		そ の 他							
		計							
	麦 類	流 失							
		土砂流入							
		冠 水							
		浸 水							
		そ の 他							
		計							
	野 菜	流 失							
		土砂流入							
		冠 水							
		浸 水							
		そ の 他							
		計							
	工芸作物								
	飼料作物								
	果 樹	梨							
		柿							
		その他							
		計							
畜 産 等	牛								
	馬								
	豚								
	羊								
	鶏								
	畜 産 物								
	そ の 他								
	計								
	貯蔵品・加工品								
林 産 物									
水 産 物	養殖物								
	その他								
	計								
合 計									

【第3編 情報収集伝達計画(様式 3-3-11)】

土木関係被害状況調

即 報
中 間 報 告
確 定 報 告

(部 班)

年 月 日 時 分 現在
(単位：千円、m)

区 分 路線名等	河川			海岸			砂防		道路			橋梁		港湾		都市施設		
	箇 所	数 量	金 額	箇 所	数 量	金 額	箇 所	金 額	箇 所	数 量	金 額	箇 所	金 額	箇 所	金 額	箇 所	数 量 (㎡)	金 額

応急措置の概要

- (注1) 路線名等欄には、河川名、道路名等を記入すること。
- (注2) 都市施設とは、街路、公園、公共空地等をいう。

公営企業関係被害状況調

即 報
中 間 報 告
確 定 報 告

(部 班)

年 月 日 時 分 現在

区分				棟	
水道事業	建 物	全壊		棟	
		半壊		棟	
		一部破損		棟	
		浸水	床上	棟	
			床下	棟	
	水道		箇所		
	貯水池		箇所		
	機械装置		箇所		
	その他				
	合 計				

報告要領(抜粋)

■報告先

市町村	報告先	
	メール(宛先)	メール(cc)
鳥取市、岩美町、若桜町、 智頭町、八頭町	県危機管理局 saigaijohou@pref.tottori.lg.jp	東部地域振興事務所 toubu_saigai@pref.tottori.lg.jp
倉吉市、三朝町、湯梨浜町、 琴浦町、北栄町		中部総合事務所県民福祉局 chubu_saigai@pref.tottori.lg.jp
米子市、境港市、日吉津村、 大山町、南部町、伯耆町		西部総合事務所県民福祉局 seibu_saigai@pref.tottori.lg.jp
日南町、日野町、江府町		西部総合事務所日野振興センター 日野振興局 hino_saigai@pref.tottori.lg.jp

■報告時点

随時報告	特に緊急性が高く、直ちに県危機管理局に報告すべき次に掲げる被害情報は、報告様式により随時報告を行うとともに、その旨を県危機管理局へ電話(0857-26-7878)により報告するものとする。 ・市町村災害対策本部の設置 ・人的被害 ・住家被害 ・孤立集落の発生 ・その他社会的影響が大きいもの
定時報告	被害情報は、災害時において、県危機管理局からの定時報告依頼に記載された時点で、定時報告を行うものとする。

■報告様式

災害対策本部等の設置状況	様式第1号
避難所開設状況及び避難者の状況	様式第2号
避難指示等の発令状況	様式第3号
人的被害の発生状況	様式第4号
住家被害の発生状況	様式第5号
非住家被害の発生状況	様式第6号
孤立集落の発生状況	様式第7号

被害情報等の報告

災害名:

--

(集計時点:

--

現在)

<報告団体>

市町村名	
担当課名	
担当者名	
電話番号	

<被害情報等の有無>

1. 災害対策本部等の設置状況	
2. 避難所開設状況及び避難者の状況	
3. 避難指示等の発令状況	
4. 人的被害の発生状況	
5. 住家被害の発生状況	
6. 非住家被害の発生状況	
7. 孤立集落の発生状況	

<記入上のルール>

○黄色のセルの欄に入力すること。
○各シートの左セル「変更」は、前回報ファイルを上書き修正する場合は、報告の都度、当該欄は一旦、空欄とした上で必要な行にのみ「1」を入力すること。

災害対策本部等の設置状況

災害名: 0

(集計時点: 1月0日 0時00分 現在)

変更	都道府県	配備体制の設置			配備体制の移行			配備体制の解散
		設置日時	本部種別	配備体制	移行日時	本部種別	配備体制	解散日時
	鳥取県							

変更	市町村	配備体制の設置			配備体制の移行			配備体制の解散
		設置日時	本部種別	配備体制	移行日時	本部種別	配備体制	解散日時
	鳥取市							
	岩美町							
	若桜町							
	智頭町							
	八頭町							
	倉吉市							
	三朝町							
	湯梨浜町							
	琴浦町							
	北栄町							
	米子市							
	境港市							
	日吉津村							
	大山町							
	南部町							
	伯耆町							
	日南町							
	日野町							
	江府町							

避難所開設状況及び避難者の状況

災害名: 0

(集計時点: 1月0日 0時00分 現在)

1 総括表(避難所開設状況及び現在の避難者数)

変更	市町村	避難所開設状況			現在の 避難者数
		開設避難所総数 (A)	閉鎖済避難所数 (B)	現在開設避難所数 (A-B)	
	鳥取市	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 人
	岩美町	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 人
	若桜町	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 人
	智頭町	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 人
	八頭町	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 人
	倉吉市	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 人
	三朝町	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 人
	湯梨浜町	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 人
	琴浦町	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 人
	北栄町	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 人
	米子市	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 人
	境港市	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 人
	日吉津村	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 人
	大山町	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 人
	南部町	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 人
	伯耆町	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 人
	日南町	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 人
	日野町	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 人
	江府町	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 人
	合計	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 人

2 個表(避難所開設状況及び現在の避難者数)

変更	市町村	避難所開設状況				現在の 避難者数
		避難所名	住所	開設日時	閉鎖日時	
	倉吉市	倉吉市立上北条小学校(屋内運動場)	倉吉市新田405-1			人
	倉吉市	倉吉市立伯耆しあわせの郷	倉吉市小田458			人
	倉吉市	倉吉市立河北小学校(屋内運動場)	倉吉市海田西町1丁目130			人
	倉吉市	倉吉市立河北中学校(屋内運動場)	倉吉市上井430			人
	倉吉市	倉吉市立河北中学校(柔剣道場)	倉吉市上井430			人
	倉吉市	松柏学院倉吉北高等学校	倉吉市福庭町1丁目180			人
	倉吉市	倉吉市立上井保育園	倉吉市福庭町2丁目152			人
	倉吉市	鳥取短期大学(講堂、学生会館)	倉吉市福庭854			人
	倉吉市	倉吉市立西郷小学校(屋内運動場)	倉吉市下余戸114			人
	倉吉市	倉吉市立西郷保育園	倉吉市下余戸129-1			人
	倉吉市	倉吉市立上灘小学校(屋内運動場)	倉吉市上灘町136			人
	倉吉市	倉吉市子育て総合支援センター	倉吉市上灘町9-1			人
	倉吉市	倉吉市交流プラザ(2階)	倉吉市駄経寺町187-1			人
	倉吉市	倉吉市立成徳小学校(屋内運動場)	倉吉市仲ノ町733			人
	倉吉市	倉吉市立東中学校(屋内運動場)	倉吉市宮川町2丁目76			人
	倉吉市	倉吉市立東中学校(武道館)	倉吉市宮川町2丁目76			人
	倉吉市	倉吉スポーツセンター(体育館、合宿所2.3階)	倉吉市葵町591-1			人
	倉吉市	倉吉市営武道館(1.2階)	倉吉市葵町601-1			人
	倉吉市	倉吉市営体育センター	倉吉市葵町602-4			人
	倉吉市	まちかどステーション	倉吉市大正町1067-29			人
	倉吉市	倉吉市立明倫小学校(屋内運動場)	倉吉市余戸谷町3059			人
	倉吉市	倉吉市立倉吉西保育園	倉吉市余戸谷町2970-1			人
	倉吉市	鳥取中央農業協同組合(大会議室)	倉吉市越殿町1409			人
	倉吉市	倉吉福祉センター(市社協)	倉吉市福吉町1400			人
	倉吉市	倉吉市立灘手小学校(屋内運動場)	倉吉市尾原500			人
	倉吉市	倉吉市立灘手保育園	倉吉市尾原500-15			人
	倉吉市	倉吉市立社小学校(屋内運動場)	倉吉市国分寺88			人
	倉吉市	倉吉市立久米中学校(屋内運動場)	倉吉市横田568-1			人
	倉吉市	倉吉市立久米中学校(武道館)	倉吉市横田568-1			人
	倉吉市	倉吉市立社保育園	倉吉市国分寺342-11			人
	倉吉市	倉吉市和田東町老人館(かがやき文化センター)	倉吉市和田東町203-1			人
	倉吉市	倉吉市立北谷小学校(屋内運動場)	倉吉市沢谷204			人
	倉吉市	倉吉市立北谷保育園	倉吉市沢谷289-1			人
	倉吉市	倉吉市立高城小学校(屋内運動場)	倉吉市上福田722-2			人
	倉吉市	倉吉市立高城保育園	倉吉市上福田1104			人
	倉吉市	倉吉市立小鴨小学校(屋内運動場)	倉吉市中河原775-1			人
	倉吉市	倉吉市立西中学校(屋内運動場)	倉吉市西倉吉町170			人
	倉吉市	倉吉市立西中学校(武道館)	倉吉市西倉吉町170			人
	倉吉市	倉吉市立小鴨保育園	倉吉市中河原551-1			人
	倉吉市	倉吉市農村環境改善センター	倉吉市生田692-4			人
	倉吉市	倉吉市立上小鴨小学校(屋内運動場)	倉吉市福山30			人
	倉吉市	倉吉市立上小鴨保育園	倉吉市鴨河内1731-1			人
	倉吉市	倉吉市立関金小学校(屋内運動場)	倉吉市関金町関金宿666			人
	倉吉市	旧倉吉市立山守小学校(屋内運動場)	倉吉市関金町堀2163			人
	倉吉市	倉吉市立鴨川中学校(屋内運動場)	倉吉市関金町大鳥居25-1			人
	倉吉市	倉吉市立関金保育園	倉吉市関金町関金宿2830-2			人
	倉吉市	倉吉市関金農林漁業者等健康増進施設(体育館)	倉吉市関金町関金宿1571			人
	倉吉市	倉吉市高齢者生活福祉センター	倉吉市関金町関金宿1115-2			人
	倉吉市	倉吉市関金町山口多目的研修集会施設	倉吉市関金町山口637-1			人
	倉吉市	鳥取県立倉吉東高等学校	倉吉市下田中町801			人
	倉吉市	鳥取県立倉吉西高等学校	倉吉市秋喜20			人
	倉吉市	鳥取県立倉吉総合産業高等学校	倉吉市小田204-5			人
	倉吉市	鳥取県立倉吉農業高等学校	倉吉市大谷166			人
	倉吉市	鳥取県立倉吉養護学校	倉吉市長坂新町1231			人
	倉吉市	鳥取県立農業大学校	倉吉市関金町大鳥居1238			人
	倉吉市	鳥取県立倉吉体育文化会館	倉吉市山根529-2			人
	倉吉市	鳥取県立倉吉未来中心	倉吉市駄経寺町212-5			人
	倉吉市	倉吉市立上北条小学校(校舎)	倉吉市新田405-1			人
	倉吉市	倉吉市立河北小学校(校舎)	倉吉市海田西町1丁目130			人
	倉吉市	倉吉市立河北中学校(校舎)	倉吉市上井430			人
	倉吉市	倉吉市立西郷小学校(校舎)	倉吉市下余戸114			人
	倉吉市	倉吉市立上灘小学校(校舎)	倉吉市上灘町136			人
	倉吉市	倉吉市立成徳小学校(校舎)	倉吉市仲ノ町733			人
	倉吉市	倉吉市立東中学校(校舎)	倉吉市宮川町2丁目76			人
	倉吉市	倉吉市立明倫小学校(校舎)	倉吉市余戸谷町3059			人
	倉吉市	倉吉市立灘手小学校(校舎)	倉吉市尾原500			人
	倉吉市	倉吉市立社小学校(校舎)	倉吉市国分寺88			人
	倉吉市	倉吉市立久米中学校(校舎)	倉吉市横田568-1			人
	倉吉市	倉吉市立北谷小学校(校舎)	倉吉市沢谷204			人
	倉吉市	倉吉市立高城小学校(校舎)	倉吉市上福田722-2			人

	倉吉市	倉吉市立小鴨小学校(校舎)	倉吉市中河原775-1				人
	倉吉市	倉吉市立西中学校(校舎)	倉吉市西倉吉町170				人
	倉吉市	倉吉市立上小鴨小学校(校舎)	倉吉市福山30				人
	倉吉市	倉吉市立関金小学校(校舎)	倉吉市関金町関金宿666				人
	倉吉市	旧倉吉市立山守小学校(校舎)	倉吉市関金町堀2163				人
	倉吉市	倉吉市立鴨川中学校(校舎)	倉吉市関金町大鳥居25-1				人
	倉吉市	倉吉シティホテル	倉吉市山根543-7				
	倉吉市	倉吉総合看護専門学校	倉吉市南昭和町15				
							人
							人
倉吉市合計				0	箇所	0	箇所
						0	人

避難指示等の発令状況

災害名: 0

(集計時点: 1月0日 0時00分 現在)

1 総括表(避難指示等の発令状況)

変更	市町村	高齢者等避難		避難指示		緊急安全確保	
		対象世帯数	対象人数	対象世帯数	対象人数	対象世帯数	対象人数
	鳥取市	0 世帯	0 人	0 世帯	0 人	0 世帯	0 人
	岩美町	0 世帯	0 人	0 世帯	0 人	0 世帯	0 人
	若桜町	0 世帯	0 人	0 世帯	0 人	0 世帯	0 人
	智頭町	0 世帯	0 人	0 世帯	0 人	0 世帯	0 人
	八頭町	0 世帯	0 人	0 世帯	0 人	0 世帯	0 人
	倉吉市	0 世帯	0 人	0 世帯	0 人	0 世帯	0 人
	三朝町	0 世帯	0 人	0 世帯	0 人	0 世帯	0 人
	湯梨浜町	0 世帯	0 人	0 世帯	0 人	0 世帯	0 人
	琴浦町	0 世帯	0 人	0 世帯	0 人	0 世帯	0 人
	北栄町	0 世帯	0 人	0 世帯	0 人	0 世帯	0 人
	米子市	0 世帯	0 人	0 世帯	0 人	0 世帯	0 人
	境港市	0 世帯	0 人	0 世帯	0 人	0 世帯	0 人
	日吉津村	0 世帯	0 人	0 世帯	0 人	0 世帯	0 人
	大山町	0 世帯	0 人	0 世帯	0 人	0 世帯	0 人
	南部町	0 世帯	0 人	0 世帯	0 人	0 世帯	0 人
	伯耆町	0 世帯	0 人	0 世帯	0 人	0 世帯	0 人
	日南町	0 世帯	0 人	0 世帯	0 人	0 世帯	0 人
	日野町	0 世帯	0 人	0 世帯	0 人	0 世帯	0 人
	江府町	0 世帯	0 人	0 世帯	0 人	0 世帯	0 人
	合計	0 世帯	0 人	0 世帯	0 人	0 世帯	0 人

2 個表(避難指示等の発令状況)

[illegible]

人的被害の発生状況

災害名: 0

(集計時点: 1月0日 0時00分 現在)

[illegible]

住家被害の発生状況

災害名: 0

(集計時点: 1月0日 0時00分 現在)

[illegible]

非住家被害の発生状況

災害名: 0

(集計時点: 1月0日 0時00分 現在)

変更	市町村	発生日時	発生場所	建物種別	棟数		被害概要	現状・課題・対応状況等
					全壊	半壊		
合計					0	0		

孤立集落の発生状況

災害名: 0

(集計時点: 1月0日 0時00分 現在)

変更	市町村	地域名	対象住民		発生日時	解消日時	被害概要	現状・課題・対応状況等
			世帯数	人数				
			世帯	人				
			世帯	人				
			世帯	人				
			世帯	人				
			世帯	人				
			世帯	人				
			世帯	人				
			世帯	人				
			世帯	人				
合計			0 世帯	0 人				

第4号様式（その1）

(災害概況即報)

災害名 (第 報)

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所							発生日時	月 日 時 分					
被害の状況	人的被害	死 者		人	重 傷		人	住家被害	全 壊		棟	床上浸水		棟
		うち 災害関連死者		人			人		半 壊		棟	床下浸水		棟
		不 明		人	軽 傷		人		一部破損		棟	未分類		棟
	119番通報の件数													
応急対策の状況	災害対策本部等の 設 置 状 況		(都道府県)				(市町村)							
	消 防 機 関 等 の 活 動 状 況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)											
	自 衛 隊 派 遣 要 請 の 状 況													
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策													

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）
分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれて
いない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

(避難指示等の発令状況)

[illegible]

※ 対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

第4号様式(その2)

都道府県				区		分		被 害		区		分		被 害		災害等 の 対 策 本 部 状 況	都道府県	市町村
災害名 ・ 報告番号				第 報 (月 日 時現在)		田		冠 水		公 立 文 教 施 設		千円						
報告者名						畑		冠 水		公 共 土 木 施 設		千円						
区 分				被 害		学 校		箇 所		小 計		千円						
人的被害				死 者 人		河 川		箇 所		農 産 被 害		千円						
				うち災害関連死者 人		港 湾		箇 所		林 産 被 害		千円						
				行 方 不 明 者 人		砂 防		箇 所		畜 産 被 害		千円						
				負 重 傷 人		清 掃 施 設		箇 所		水 産 被 害		千円						
				負 傷 者 軽 傷 人		崖 く ず れ		箇 所		商 工 被 害		千円						
住 家 被 害				全 壊 棟		鉄 道 不 通		箇 所		そ の 他		千円						
				世帯 人		被 害 船 舶 隻		被 害 船 舶 隻		被 害 船 舶 隻		被 害 船 舶 隻		被 害 船 舶 隻				
				半 壊 棟		電 話		回 線		災 害 の 概 況								
				世帯 人		電 気		戸		ガ ス		戸						
				一 部 破 損 棟		ブ ロ ッ ク 塀 等		箇 所		応 急 対 策 の 状 況								
				世帯 人						消 防 機 関 等 の 活 動 状 況								
				床 上 浸 水 棟						自 衛 隊 の 災 害 派 遣				そ の 他				
				世帯 人														
				床 下 浸 水 棟		り 災 世 帯 数		世帯										
				非 住 家		り 災 者 数		人										
				公 共 建 物 棟		火 災 発 生		建 物 件										
				そ の 他 棟		危 険 物 件												
						そ の 他 件												

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入
 応(様式3-3-14)-3

【第3編 情報収集伝達計画(様式 3-3-15)】

非 常 通 信 用 紙			使用する 中央ルート	
先 宛	機関名：		T E L： F A X：	
発 信 人	発信日時	月 日 時 分	伝達方法： 無線 有線 使送 回線種別：() 非常用電源の種別 () 機関名： T E L： F A X：	
	(取扱者：)			
通 報 文	からの 連絡 等	送信者名：()	取扱者名：()	
		受信 (時 分) 伝達方法： 無線 有線 使送 非常用電源の種別：()	回線種別：()	
	「非常」			
伝 達 経 路	1	受信 (時 分)・送信 (時 分) 機関名： (取扱者：)	伝達方法： 無線 有線 使送 回線種別：() 非常用電源の種別 () T E L： F A X：	
	2	受信 (時 分)・送信 (時 分) 機関名： (取扱者：)	伝達方法： 無線 有線 使送 回線種別：() 非常用電源の種別 () T E L： F A X：	
	3	受信 (時 分)・送信 (時 分) 機関名： (取扱者：)	伝達方法： 無線 有線 使送 回線種別：() 非常用電源の種別 () T E L： F A X：	
	4	受信 (時 分)・送信 (時 分) 機関名： (取扱者：)	伝達方法： 無線 有線 使送 回線種別：() 非常用電源の種別 () T E L： F A X：	
	5	受信 (時 分)・送信 (時 分) 機関名： (取扱者：)	伝達方法： 無線 有線 使送 回線種別：() 非常用電源の種別 () T E L： F A X：	
	6	受信 (時 分)・送信 (時 分) 機関名： (取扱者：)	伝達方法： 無線 有線 使送 回線種別：() 非常用電源の種別 () T E L： F A X：	

※回線種別には使用した回線の種別を記載すること。※各都道府県はあて先を内閣府とし、中継依頼機関に送信すること

※中継依頼機関は伝達経路欄の各項目に記入の上、回送すること。

※FAXによる通報の場合は着信機能を使用して、着信確認を行うこと。

【第3編 情報収集伝達計画(様式 3-3-16)】

年 月 日

中国総合通信局長 殿

住 所 _____

団 体 名 称 _____

代表者役職氏名 _____

連 絡 担 当 者 _____ 電話番号 _____

災害対策用（災害対策用機器の名称）の貸与要請書

下記により、貴局に配備されている災害対策用（災害対策用機器の名称）（以下、「（災害対策用機器の名称）」という。）の貸与を要請します。

記

1 要請理由

2 機種と数

_____が貸与する（災害対策用機器の名称） _____台の貸与を希望します。

3 貸与期間

_____年 _____月 _____日（受取）から _____年 _____月 _____日（返却）までの貸与を希望します。なお、貴局からの返却の要請には直ちに応じます。

4 費用負担

（災害対策用機器の名称）の利用に係る諸経費については、当方が全額負担します。
また、費用は所定の契約期間内に電気通信事業者に対して支払います。

5 受取場所及び返却場所

次の場所において（災害対策用機器の名称）の受取及び返却を希望します。

（事前調整：済 未）

6 管理する部署及び責任者

貸与期間中は、次の者が責任を持って管理します。

管理する場所 _____

責任者役職氏名 _____

7 その他

貸与される（災害対策用機器の名称）は、中国総合通信局に配備されている備品（国有財産）であることを認識し、取扱いには十分注意します。万一、貸与中に破損又は紛失した場合には、当方の責任で弁済措置を講ずることについて了解いたします。

避難所運営記録簿

避難所名 _____

月 日	避難者数(人)				記 事	記録者
	男性	女性	計	延べ人員		
月 日						
(日 目)						
月 日						
(日 目)						
月 日						
(日 目)						
月 日						
(日 目)						
月 日						
(日 目)						
月 日						
(日 目)						
月 日						
(日 目)						
月 日						
(日 目)						
月 日						
(日 目)						

※1 「避難者数」の欄は、当日の最高人数を記入すること。

なお、他市町村の住民が避難した場合は、その人数を「記事」の欄に記入すること。

※2 「記事」の欄には、避難所の運営に関する特記事項等について、できる限り詳しく記入すること。

物資受払状況一覧表

避難所名 _____

(食料)

品 名	日付	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	受										
	払										
	計										

品 名	日付	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	受										
	払										
	計										

(生活用品)

品 名	日付	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	受										
	払										
	計										

品 名	日付	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	受										
	払										
	計										

(その他)

品 名	日付	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	受										
	払										
	計										

品 名	日付	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	受										
	払										
	計										

避難者カード

避難所名

受付番号

世帯代表者				避難形態		避難所・車中 その他()	
入所年月日	年	月	日	住 所			
世帯構成	名 前	性別	年齢	病気	アレルギー	障がい者手帳の級 要介護認定	運営に協力できること (資格・特技等)
		男・女		有・無 ()	有・無	障がい者手帳 級 要介護()	
		男・女		有・無 ()	有・無	障がい者手帳 級 要介護()	
		男・女		有・無 ()	有・無	障がい者手帳 級 要介護()	
		男・女		有・無 ()	有・無	障がい者手帳 級 要介護()	
		男・女		有・無 ()	有・無	障がい者手帳 級 要介護()	
		男・女		有・無 ()	有・無	障がい者手帳 級 要介護()	
安否確認のための情報開示希望			希望する ・ 希望しない				
要配慮者としての支援希望			希望する ・ 希望しない				
電話 ・ 携帯番号			電話:		携帯電話:		
緊急連絡先							
被災状況			家 屋(全壊 ・ 半壊 ・ 一部損壊) その他()				
車 種 ・ ナンバー							
食料、物資等の配布を			希望する ・ 希望しない				
備 考							
退所年月日			年 月 日				
退所先			(連絡先:)				

(注1) 「受付番号」の欄には、避難所ごとに一連の番号を記入すること。

(注2) 1世帯ごとに1枚の避難者カードを配布し、記入すること。

(注3) 「備考」の欄には、必要な支援内容など避難者個人に係る特記事項を本人の了解のもとに記入すること。

安否確認に関するアンケート

- ① 避難する際に、地元の自治公民館長等に避難所に行くことを報告されてから来られましたか。
・いいえ ・はい ☐ 自治公民館長 ・その他()
- ② 安否確認情報の共有のため、自主避難されたことを、地元の自治公民館長等に情報提供してもよろしいですか。
・自分から報告します。 ・情報提供することに 同意します。 同意しません。

避難者名簿

避難所名 _____

カード 番号	入所日	世帯主氏名	性別	世帯人数(人)		避難形態	安否確認 への対応	退所日
				男性	女性			
(例) 1	30.1.30	倉吉 花男	男女	2	1	避難所・車中・その他	可不可	
2	30.2.1	打吹 太郎	男女	1	0	避難所・車中・その他	可不可	30.2.14
			男・女			避難所・車中・その他	可・不可	
			男・女			避難所・車中・その他	可・不可	
			男・女			避難所・車中・その他	可・不可	
			男・女			避難所・車中・その他	可・不可	
			男・女			避難所・車中・その他	可・不可	
			男・女			避難所・車中・その他	可・不可	
			男・女			避難所・車中・その他	可・不可	
			男・女			避難所・車中・その他	可・不可	
			男・女			避難所・車中・その他	可・不可	
			男・女			避難所・車中・その他	可・不可	
			男・女			避難所・車中・その他	可・不可	
			男・女			避難所・車中・その他	可・不可	
			男・女			避難所・車中・その他	可・不可	
			男・女			避難所・車中・その他	可・不可	
			男・女			避難所・車中・その他	可・不可	
			男・女			避難所・車中・その他	可・不可	
			男・女			避難所・車中・その他	可・不可	

※1 「世帯人数」には、避難所等へ避難した人数(世帯主を含む。)を記載のこと。
※2 「安否確認対応」の欄は、避難所への問合せや訪問者からの安否確認の問い合わせに対し、対応の可否を確認するもの。

問合せ対応台帳

避難所名

[illegible]

訪 問 者 管 理 簿

避難所名 _____

____年 ____月 ____日

番号	氏 名	入所時刻	退所時刻	用 件
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

受付時 健康状態チェックリスト

●太枠の中の項目についてご記入ください。

受付日： 年 月 日

住所	氏名（ふりがな）	年齢

	チェック項目	
1	あなたは新型コロナウイルスの感染が確認されている人の濃厚接触者等で、現在、健康観察中ですか？	はい・いいえ
2	普段より熱っぽく感じますか？	はい・いいえ
3	呼吸の息苦しさ、胸の痛みはありますか？	はい・いいえ
4	においや味を感じないですか？	はい・いいえ
5	せきやたん、のどの痛みはありますか？	はい・いいえ
6	全身がだるいなどの症状はありますか？	はい・いいえ
7	吐き気がありますか？	はい・いいえ
8	下痢がありますか？	はい・いいえ
9	からだにぶつぶつ（発疹）が出ていますか？	はい・いいえ
10	目が赤く、目やにが多い症状がありますか？	はい・いいえ
11	現在、医療機関に通院をしていますか？（症状：_____）	はい・いいえ
12	現在、服薬をしていますか？（薬名：_____）	はい・いいえ
13	そのほか気になる症状はありますか？ ※「はい」の場合、具体的にご記入ください。	はい・いいえ
14	避難所での行動に際し、介護や介助が必要ですか？	はい・いいえ
15	避難所での行動に際し、配慮を要する障がいがありますか？ ※「はい」の場合、具体的にご記入ください。	はい・いいえ
16	乳幼児と一緒にですか？（妊娠中も含む）	はい・いいえ
17	呼吸器疾患、高血圧、糖尿病、その他の基礎疾患はありますか？ ※「はい」の場合、具体的にご記入ください。	はい・いいえ
18	てんかんはありますか？	はい・いいえ

(以下は、受付担当者が記入します。)

体 温	℃	受付者名	
滞在スペース・区画			

※滞在スペース・区画欄には、避難する建物や部屋の名称および区画番号などを記入する

避難者健康チェックシート

住所	氏名（ふりがな）	年齢

(避難所名)

体温測定		/ (月)	/ (火)	/ (水)	/ (木)	/ (金)	/ (土)	/ (日)
		朝 ℃	朝 ℃	朝 ℃	朝 ℃	朝 ℃	朝 ℃	朝 ℃
		昼 ℃	昼 ℃	昼 ℃	昼 ℃	昼 ℃	昼 ℃	昼 ℃
		夜 ℃	夜 ℃	夜 ℃	夜 ℃	夜 ℃	夜 ℃	夜 ℃
息苦しさ	★ひとつでも該当すれば「はい」に○ ・息が荒くなった(呼吸数が多かった) ・急に息苦しくなった ・少し動くと息があがる ・胸の痛みがある ・横になれない・座らないと息ができない ・肩で息をしたり、ゼーゼーする	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
におい・味	においや味を感じない	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
せき・たん	せきやたんがひどい	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
だるさ	全身のだるさがある	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
吐き気	吐き気がある	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
下痢	下痢がある	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
その他	★その他の症状がある ・食欲がない ・鼻水・鼻づまり・のどの痛み ・頭痛・関節痛や筋肉痛 ・一日中気分がすぐれない ・からだにぶつぶつ(発疹)が出ている ・目が赤く、目やにが多い など	はい・いいえ (症状)	はい・いいえ (症状)	はい・いいえ (症状)	はい・いいえ (症状)	はい・いいえ (症状)	はい・いいえ (症状)	はい・いいえ (症状)
チェック欄								

(番 号)
年 月 日

鳥取県知事 様

倉吉市長 印

部隊等の災害派遣要請申請書

災害を防除するため、部隊等の派遣要請を、下記のとおり申請します。

記

1 災害の状況及び派遣を要請する理由

災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにすること。）

派遣を要請する理由（現在まで取った地元の措置及び今後今後地元で取れる可能な措置を明らかにすること。）

2 派遣を希望する期間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

派遣を希望する区域

現地連絡場所及び連絡者

活動内容（水防、消防、通信、防疫、給水、救護物資の輸送、水路の啓開について具体的に記述すること。）

4 その他参考となるべき事項

【第3編 広域応援計画(様式 3-8-2)】

(番 号)
年 月 日

鳥取県知事 様

倉吉市長 印

部隊等の撤収要請申請書

災害を防除するため部隊等の災害派遣を受けましたが、下記のとおり撤収要請を申請します。

記

- 1 撤収要請の理由
- 2 撤収容生の希望日時
- 3 撤収容生をする部隊等

【第3編 広域応援計画(様式 3-8-3)】

(番 号)
年 月 日

鳥取県知事 様

倉吉市長

印

部隊等に関する報告書

災害を防除するため部隊等の災害派遣を受けましたが、その概要を下記のとおり報告します。

記

- 1 派遣要請の申請日時
- 2 部隊等の到着日時
- 3 部隊等の人員及び装備の概要
- 4 部隊等を受け入れた区域
- 5 部隊等の撤収日時
- 6 部隊等の滞留期間
- 7 部隊等の活動内容
- 8 部隊等の活動による効果
- 9 その他の特記事項

消防防災ヘリコプター緊急運航要請書

要請機関	機関名	発信者
要請日時	年 月 日 ()	時 分
発生場所	市・町・村	地内
地図座標	防災地図P	縦 横
発生日時	年 月 日 ()	時 分頃
災害種別	災害応急 ・ 火 災 ・ 救 急 ・ 救 助 ・ その他 ()	
災害の概要及び必要事項		

災害状況等報告書

1	要請市町村長等	
2	発 生 日 時	年 月 日 () 時 分
3	発 生 場 所	
4	災 害 の 概 要	
5	対 応 状 況	
	(1) 経 緯	
	(2) 出動機関、 人員	
	(3) 出動車車両、 機材等	
6	被 害 の 概 要	(死傷者、救助人員等)
7	そ の 他 参 考 と な る 事 項	(写真、被害状況図、活動状況図等)

(注) 市町村長等は、この様式に準じた書面により、報告することができるものとする。

【第3編 労務者斡旋依頼票(様式 3-10-1)】

労務者斡旋依頼票

倉吉市災害対策本部

部

班

職 氏名

部名				業務内容	
労務供給の理由				業務期間	
必要な労働者数	男	女	計	労働時間 (残業の有無)	
	人	人	人	賃金	
業務場所				労務者の輸送方法	
その他必要な事項					

水防活動実績表

鳥取県中部総合事務所県土整備局

管 理 団 体 及び県土整備局	指 定 非指定 の 別	水防活動延人員			水防活動費						合計 (A + B)	水防活動を 行った主な 河 川 海 岸 湖 沼 名	水防活動を 行った期間	備 考
		水防団 及 び 消防団	その他	計	出 勤 手 当	その他	小 計 (A)	主 要 資 材	その他 資機材	小 計 (B)				
(例)		人	人	人	円	円	円	円	円	円		(例)		
(水防管理団体名)														
市												町 川名	月 日 ～ 日	
町												大字 湖名	月 日 ～ 日	
村												大字 湖名	月 日 ～ 日	
													月 日 ～ 日	
計 団体														
(府県分) 県土整備局														
計														
合 計														

(注) 1 水防活動費その他については、内容を備考欄に記入すること。

2 使用(消費)資材費については、様式2による区分により転記すること。

3 水防活動を行った期間は、〇月〇日から〇月〇日までと記入し、同一市町村で同期間中に再度水防活動を行った場合は、例に示すよう記入すること。

4 水防活動に対する自己批判の必要がある時は備考欄に記入されたい。

【第3編 水防計画(応急対策)(様式 3-11-2)】

水防活動による使用(消費)資材費内訳

鳥取県中部総合事務所県土整備局

管 理 団 体 及び県土整備局	主要資材内訳						その他の資機材						合計 (A + B)	備 考
	空たわら		縄			小 計 (A)	発煙筒		カーバイト			小 計 (B)		
	数量	金額	数量	金額			数量	金額	数量	金額				
(例)					以下注 1 に該当する資材があれば左 に準じて記入すること。					以下注 2 に該当する資材があれば左 に準じて記入すること。				
(水防管理団体 名)														
市												町	月 日	
町												大字	月 日	
村												大字	月 日	
													月 日	
計 団体														
(府県分) 県土整備局														
計														
合 計														

(注) 1 主要資材内訳の欄には次に掲げる資材のうち該当する物を記入すること。

空たわら、かます、布袋類、たたみ、竹、生木、丸太、杭、釘、板類、鉄線、かすがい、蛇簞及び置石。

2 その他資機材の欄には、上記 1 以外の物を記入すること。

3 主要資材並びにその他資機材のうち再用又は転用できるもの又は災害復旧事業費の対象となるものは、それぞれに応じて価格に応じて記入すること。

4 都道府県については、水防管理団体に応援したものも含み記入すること。

【第3編 医療(助産)救護計画(様式 3-18-1)】

救護班活動記錄簿

記録者氏名

[illegible]

(注1)「診療患者数」欄には、内科、外科等の別に延べ人員を記入すること。

(注2)「班編成」欄には、職種別に人員を記入すること。

【第3編 医療(助産)救護計画(様式 3-18-2)】

救助の種目別物資受払状況一覧表

記録:職 氏名

[illegible]

(注1)「摘要」欄には、購入先又は受入先及び払出先を記入すること。

(注2)「備考」欄には、購入単価及び購入金額を記入すること。

(注3) 各救助の種目再就業欄には、受、払、残のけい及びそれぞれの金額を明らかにすること。

なお、物資等において、県からの受入分及び市調達分がある場合には、それぞれに受、払、残の計及び金額を明らかにしておくこと。

【第3編 医療(助産)救護計画(様式 3-18-3)】

病院・診療所医療実施状況一覧表

記録者:職 氏名

[illegible]

(注)「診療区分」欄は、該当欄に○印を記入すること。

【第3編 医療(助産)救護計画(様式 3-18-4)】

助産台帳

記録者職氏名

[illegible]

【第3編 行方不明者の捜索、遺体の処理及び埋葬計画(様式 3-24-1)】

埋葬台帳

[illegible]

(注1) 埋葬を行った者が市長の場合は、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。

(注2) 市長が、棺、骨箱を現物で給与した場合は、その旨を「備考」欄に記入すること。

(注3) 埋葬を行った者に埋葬費を支給した場合は、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。

学用品の給与簿

学校名	学年	児童 (生徒) 氏名	親権者 氏名	給与 月日	給与品の内訳							実支 出額 (円)	備考
					教科書				その他の学用品				
					国語	算数			鉛筆	ノート			
計	小学校	人											
	中学校	人											

学用品を上記のとおり給与したことに相違ありません。

年 月 日

給与責任者（学校長）

氏 名 _____

（注1）「給与月日」の欄には、その児童（生徒）に対して最後に給与した給与月日を記入すること。

（注2）「給与品の内訳」欄には、数量を記入すること。

【第3編 応急公用負担計画(様式 3-41-1)】

公用令書（従事、協力命令）

従事第 号

公 用 令 書

住 所

氏 名

災害対策基本法第71条の規定に基づき、次のとおり従事（協力）を命ずる。

処分権者

印

従事すべき業務	
従事すべき場所	
従事すべき期間	
従事すべき日時	
従事すべき場所	
備 考	

（注）用紙は、日本工業規格 A5とする。

公用令書（保管命令）

保管第 号

公 用 令 書

住 所

氏 名

災害対策基本法第71条の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。

年 月 日

処分権者 印

保管すべき物資の種類	数 量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考

（注）用紙は、日本工業規格 A5とする。

【第3編 応急公用負担計画(様式 3-41-3)】

公用令書（管理、使用又は収用命令）

管理第 号

公 用 令 書

住 所

氏 名

災害対策基本法第7 1 条の規定に基づき、次のとおり を管理（使用又は収用）する。

年 月 日

処分権者

印

名 称	数 量	所在場所	範 囲	期 間	引渡月日	引渡場所	備 考

（注）用紙は、日本工業規格 A5とする。

公用変更令書

変更第	号
公 用 変 更 令 書	
住 所	
氏 名	
災害対策基本法第71条の規定に基づく公用令書（ 年 月 日 第 号）に係る処分を次のとおり変更したので、災害対策基本法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。	
年 月 日	
処分権者	
印	
変更した処分の内容	

(注) 用紙は、日本工業規格 A5とする。

公用取消令書

取消第	号						
		公	用	取	消	令	書
						住	所
						氏	名
災害対策基本法第 71 条の規定に基づく公用令書（ 年 月 日 第 号）に係る処分を取り消し							
たので災害対策基本法施工令第 34 条第 1 項の規定により、これを交付する。							
		年	月	日			
					処分権者	印	

（注）用紙は、日本工業規格A5とする。

公用負担命令権限証

公 用 負 担 命 令 権 限 証			
		機関名	
		職 名	
		氏 名	
右の者に	区域における水防法第 21 条第 1 項の権限行使を委任したことを証明する。		
	年	月	日
	処分権者		印

(注) 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

公用負担命令書

第 号

公 用 負 担 命 令 書

負担者 住 所

氏 名

物 件	数 量	負担内容（使用・収用処分）	期 日	適 用

年 月 日

処分権者

印

(注) 用紙は、日本工業規格A5とする。